

北海道高等学校文化連盟新聞専門部細則

第1章 総 則

第1条 この部は北海道高等学校文化連盟（以下「高文連」という。新聞部と称し、事務局を部長在任の学校に置く。

第2条 この部は道高文連の本旨に則り、北海道内の高等学校における新聞活動の健全なる発展のため、その連絡調整、相互の向上を図る事をもって目的とする。

第3条 この部は第2条の目的達成のため、次の業務を担当する。

- (1) 全道大会の企画、運営
- (2) 高等学校の新聞・広報活動に関する調査研究
- (3) 新聞コンクール・各種講習会・研究会の開催
- (4) 機関誌・研究誌の発行
- (5) 関連する団体との連絡、調整
- (6) その他第2条の目的達成に必要な業務

第2章 役 員

第4条 この部に次の役員を置く。

- ・部 長 1 名
- ・専 門 委 員 長 1 名
- ・専 門 副 委 員 長 1 名
- ・専 門 委 員 第6条(3)による
- ・常 任 委 員 若干名
- ・会 計 1 名
- ・監 事 1 名
- ・事 務 局 長 1 名
- ・事 務 局 員 若干名

第5条 役員の任務は次の通りで任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- (1) 部長は部の業務を統轄し、本部及び他部との連絡調整を図る。
- (2) 専門委員長は部長と連絡調整し、専門委員会をとりまとめる。
- (3) 専門副委員長は委員長を補佐し、委員会の議長として会の円滑な運営を図る。
- (4) 専門委員は業務を企画し議決する。
- (5) 常任委員は業務を処理し、執行する。
- (6) 会計は会計を処理する。
- (7) 監事は会計を監査する。
- (8) 事務局長は事務局を統括する。
- (9) 事務局は事務局長を補佐し、事務を処理する。

第6条 役員の選出は次の方法による。

- (1) 部長は高文連総会で選出する。

- (2) 専門委員長は専門委員会で互選し、部長が委嘱する。

- (3) 専門委員は各支部において高文連新聞指導者より1名を選出し、部長が委嘱する。ただし実情に応じて部長委嘱の若干名を加えることができる。

- (4) 常任委員、会計及び監事は専門委員会で互選し、部長が委嘱する。

第3章 会 議

第7条 この部に次の機関を置く。

- ・専門委員会
- ・常任委員会

第8条 専門委員会は部長、専門委員長、専門委員で構成し、次の事項を定める。

- (1) 役員の選出
- (2) 細則の改正
- (3) 予算の決議
- (4) 予算の承認
- (5) 業務計画の決定
- (6) その他必要事項

第9条 常任委員会は部長、専門委員長、専門副委員長、常任委員で構成し、次の業務を行う。

- (1) 各業務の執行
- (2) 緊急な業務の処理
- (3) その他の業務の処理遂行

第4章 会 計

第10条 この部の会計は必要な諸経費を計上し、道高文連が配当する経費等をもってこれにあてる。

第11条 この部の会計は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 補 則

第12条 この細則は専門委員会の議決を経て、道高文連会の承認を受ける。

第13条 第3条の業務実施に必要な規則は別に定めることができる。

第6章 付 則

第14条 この細則は昭和45年4月1日より施行する。

平成3年10月31日改正
平成7年5月18日改正
平成8年5月23日改正
平成11年11月12日改正